

第458回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年1月28日（水）
- 2 開催年月日 令和8年2月26日（木）午後2時00分から午後3時59分まで
- 3 開催場所 岩手県公会堂2階 26号室
- 4 出席者

委員（13名）

亙理 榮好 委員、島田 悦作 委員、砂田 光保 委員、畠山 康男 委員、天野 勝文 委員、
斎藤 千加子 委員、小川原 泉 委員、熊谷 正樹 委員、菊地 敏克 委員、
小林 洋介 委員、大村 文雄 委員、山崎 義広 委員、川戸道 達三 委員
[欠席2名：平井 俊朗 委員、菊地 克昌 委員]

岩手県（11名）

森山水産担当技監、野澤漁業調整課長、鈴木特命課長、前川技術専門幹、阿部技師、太
田水産技術センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、志田大船渡水産振興センタ
ー所長、遠藤漁業取締事務所長心得、遠藤宮古水産振興センター水産振興課長、
佐々木沿岸広域振興局水産部主任主査

事務局（3名）

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者（0名）

報道関係者（0名）

5 委員会の議事

- 第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
- 第2号議案 漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）
- 第3号議案 岩手県資源管理方針の変更について（諮問）
- 第4号議案 令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、
するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能
量について（諮問）
- 第5号議案 第一種区画漁業及び定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）
- 第6号議案 定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について
- 第7号議案 定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について
- 第8号議案 令和8年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について

6 報告事項

- (1) 令和7管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の漁獲可能量
の変更について

(2) 漁業権漁業における資源管理状況等及び漁場活用状況等の報告について

7 その他

8 委員会の経過

横沢事務局長

それでは定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

亘理会長

ただ今から、第 458 回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、本当にありがとうございます。また、県からは、関係職員に御出席をいただき御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、知事からの諮問 5 件と委員会指示 3 件となっております。円滑な御審議に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

横沢事務局長

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、平井 俊朗委員、菊地 克昌委員の 2 名が欠席でございますが、13 名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会 会議規程第 8 条第 2 項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員として、川戸道 達三委員と、斎藤 千加子委員をお願いをいたします。

亘理会長

それでは、第 1 号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第 1 号議案について御説明いたしますので、第一号議案と書かれた赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第 1 号議案、「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則(令和 2 年岩手県規則第 66 号)第 4 条第 1 項第 8 号及び第 11 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第 58

条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の 7 ページ以降に抜粋して整理してございます。

初めに 7 ページを御覧願います。関係する箇所を太字で標記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第 4 条第 1 項第 8 号の「さんま棒受網漁業」及び第 11 号の「いか釣り漁業」が対象でございます。

9 ページを御覧願います。漁業法の抜粋ですけれども、漁業法第 42 条第 1 項では、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は、起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第 3 項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

それでは、1 ページを御覧願います。令和 8 年 2 月 16 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2 ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。よろしく御願いたします。それでは、第 1 号議案「知事許可漁業の制限措置等について」御説明をさせていただきます。恐れ入ります、以降着座にて説明をさせていただきます。

初めに、資料の 5 ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開きいただきたいと思っております。知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶の数を上段の表に示す「制限措置」として定めており、その内容を公示するものとされております。今回お諮り致しますのは、下段の表にございます「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類」のうち、県外船を対象とした「7 さんま棒受網漁業」と「10 いか釣り漁業」でございます。

続きまして、今回の諮問の対象となる漁業に係る制限措置につきまして、御説明をさせていただきます。資料の 6 ページをお開きください。2 の制限措置のうち、「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について」を御覧ください。まず、(1)の「さんま棒受網漁業」でございますが、関係道県と相互の許可枠について調整を行った上で、現行の許可枠を定めてございまして、左側にその隻数を記載してございます。また、関係道県への要

望調査の結果、いずれも許可枠の範囲内で要望があったことから、業界団体からの意見も踏まえ、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。

続きまして、6ページ下段の(2)「いか釣り漁業」でございます。いか釣り漁業につきましても、票の左側には、先ほどのさんま棒受網と同様に、現行の許可枠の隻数を記載してございます。関係道県の要望調査の結果、いずれも許可枠の範囲内で要望があったことから、業界団体からの意見も踏まえまして、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。

なお、公示の案につきましては、資料の2から4ページに示してございますので、御参照いただければと思います。また、資料の7ページには、先ほど冒頭に事務局からの説明もありました、根拠法令の抜粋を示してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上になります。よろしく御審賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(島田委員挙手)

島田委員

岩手県立大学の島田です。御説明ありがとうございます。ちょっと私、事情が良く分かっていないので教えていただきたいのですが、こういった要望というのは毎年稀にあるものなのかどうかということと、岩手県外の漁船というか、漁業の方がさんま棒受網漁業とか、いか釣り漁業をするのを許可するということですが、漁獲高にはどう影響するのか、というところを教えていただきたい。経緯も含めてですね。

野澤漁業調整課長

これは一応漁業法で規定されております制度ですけれども、サンマとかスルメイカは回遊魚でございまして、岩手県沖だけにいるものではございません。北海道沖とか、スルメイカであれば県北とかに漁場ができて、年によって漁場の形成も変わってくるところでございまして、双方での入会というところで、岩手県沖で漁場ができた場合に、他県船が入るための許可ということになります。これは、岩手県に他県船が来たときはこういった許可の方法をとりますし、逆に岩手県の船が北海道沖とか青森沖に行くときも、こういった同様の許可をとって、実際に他県から許可をもらって操業をしていく、といった、お互いのやりとりの中で決めている漁業法で定められた制度になります。

島田委員

ありがとうございます。よくわかりました。

亘理会長

他にございませんか。

御意見がなければ、お諮りします。

亘理会長

第1号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

亘理会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長

続きまして、第2号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて(諮問)」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて(諮問)」。要旨、岩手県知事から漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に規定する漁業のうち、県内船に対する小型機船底びき網漁業、岩手県漁業調整規則第4条に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、かご漁業及びさけはえ縄漁業の許可並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可に当たり、同規則第15条第1項の規定に関わらず、漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令上の規定について御説明いたしますので、資料の6ページをお開き願います。諮問の対象となっている漁業については、太字と下線で表記しておりますが、上段の漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条で規定している小型機船底びき網漁業と、その下の岩手県漁業調整規則第4条で規定しております、あわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、次のページ、7ページに行きまして、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業、さけはえ縄漁業、いるか突棒漁業となっております。

その下の第15条第1項では、漁業の許可の有効期間が規定されておりますが、諮問の対象となっている漁業については、3年あるいは1年の有効期間に区分されております。

また、この有効期間について、同条第2項において、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。」と規定されておまして、この規定が知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。令和8年2月16日付けで、岩手県知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる省令及び県規則において規定されている許可漁業のうち、令和8年度中の許可が見込まれる漁業種類が列記され、結びに「別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」と記載されております。

2ページ以降に諮問の内容について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

野澤漁業調整課長

水産振興課野澤でございます。それでは、2号議案の「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて」御説明をさせていただきます。恐れ入ります、以降着座にて御説明をさせていただきます。

まず資料5ページをお開き願います。こちらの表は、知事許可漁業の許可の有効期間を一覧に示したものでございます。今回諮問させていただきますのは、右から2列目にある「今回諮問」と書かれている所の欄に○がついている漁業種類でございまして、こちらの有効期間を短縮しようとするものでございます。

それでは、戻りまして2ページをお開き願います。「1 一斉更新において有効期間を短縮するもの」でございしますが、いずれも更新日の同日付けで許可する場合の有効期間を短縮するものとなっております。

まず、(1)の県内船等に係る漁業の許可を短縮する理由といたしましては、あわび漁業となまこ漁業は密漁防止の観点から、さけはえ縄漁業は国の通達により、通常の有効期間は1年のところを、実際の漁期となる期間に限って許可するものでございます。

次に、(2)の県外船に係る漁業の許可につきましては、対象となる漁業種類の有効期間は通常は3年となっておりますが、本県船が他道県の沖合で入会して操業する場合は、他道県から許可される有効期間が、1年以内とされていることを踏まえ、漁業調整上、本県も他の道県の許可の有効期間と合わせまして、1年とするものでございます。

次に3ページ目を御覧ください。「一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するもの」についてでございますが、これは、一斉更新で許可枠に残枠が生じた場合で、許可の有効期間の途中で追加で許可をする場合等におきましても、先に一斉更新した許可と後から追加する許可のいずれの有効期間の満了日を同じ日とするものでございます。短縮の理由といたしましては、(1)県内船等に係る漁業及び(2)県外船に係る漁業の許可につきまして、一斉更新日の翌日以降に許可をする場合、漁業調整上、有効期間の満了日を同一とすることが適当であるためでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亙理会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(島田委員挙手)

島田委員

岩手県立大学の島田です。2ページの(2)県外船に係る漁業の許可、有効期間を短縮しない場合は3年間ということだったんですけど、短縮した場合の有効期間は1年間ということで、これは更新するようなことも想定されているのですかね。更新する場合は、またこういった場を設けて、もう1年とかもう2年とか連続的に更新することを想定されているのか、聞かせてください。

野澤漁業調整課長

有効期間3年を1年に短縮するというので、1年ごとに更新をすることになります。他県の場合も1年ごとに、入会の関係で更新することになりますので、それと合わせて同じ作業を行うということの、漁業調整上の便宜的な対応となります。他県と同じようなタイミングでその都度申請、許可することになります。

島田委員

ありがとうございます。わかりました。

亙理会長

他にございませんか。

(「なし」の発声あり)

亙理会長

御意見がなければお諮りいたしますが、第2号議案について、異議のない旨答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨答申することに決定いたします。

第2号議案終了

亙理会長

続きまして、第3号議案「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案、岩手県資源管理方針の変更について(諮問)。要旨、岩手県知事から、漁業法第14条第9項の規定により、岩手県資源管理方針の変更を行うに当たり、同条第10

項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定について御説明いたしますので、資料の22ページ、一番後ろのページを御覧願います。下から5行目、漁業法第14条第9項になりますが、「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。

方針を変更する場合においては、第10項に準用規定が設けられておまして、第4項の「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、県の資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。1ページでございます。令和8年2月20日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

本文には、先ほど御説明しました漁業法の根拠規定が記載され、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、岩手県資源管理方針の変更の内容について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

鈴木特命課長

水産振興課の鈴木と申します。それでは第3号議案について、御説明させていただきます。恐れ入りますが、これ以降着座にての説明とさせていただきます。

まず最初に2ページを御覧ください。今回の岩手県資源管理方針の変更に係る「概要」について御説明をさせていただきます。

本県における重要な水産資源のうち、特定水産資源、いわゆるTAC対象資源に関する資源管理の方向性につきましては、この「岩手県資源管理方針」に定めているところでございます。今回、くろまぐろの大型魚と、するめいかのTACについて、県の資源管理方針を変更することとし、まずは変更に至った背景や変更内容の概要について御説明をさせていただきます。

まず1つ目としまして、1の(1)でございますけれども、今年の4月1日から施行されます「漁業法及び水産流通適正化法の一部改正」に伴いまして、TAC管理対象となっている特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものを「特別管理特定水産資源」、こちらが、今で言う太平洋クロマグロの大型魚を指します。こちらを、採捕をしたときの県への個体数等の報告義務が追加されることから、岩手県資源管理方針を変更するものでございます。

次に、1の(2)でございますけれども、先ほど御説明させていただきました「漁業法及び水産流通適正化法の一部改正」に伴いまして、4月1日から、くろまぐろの大型魚について、漁獲量等の報告期限が「陸揚げした日から3日以内」となることから、今回、県の資源管理方針についても併せて変更するものでございます。

また、漁獲量等の報告期限に係る日数につきましては、国の資源管理方針に合わせて「行政機関の休日は参入しない」旨を今回追記するものでございまして、こちらにつきましては、まぐろに限らず他の数量管理を行っている特定水産資源についても同様に変更をさせていただくものでございます。

最後に、2つ目としまして、本県のするめいかTACに関するものでございます。するめいかTACにつきましては、これまでは、漁獲量が多く、漁獲可能量の上限値が明示されている「数量管理」を行う必要がある都道府県としましては、全国では北海道と富山県だけでございました。それ以外の本県を含む府県につきましては、数量管理を行わない「現行水準」という扱いに分けられておりました。今年度は、全国的な水揚げ増により、特に北日本の方で、いか釣りを中心に漁獲量が増えたわけでございますが、昨年11月には、大臣届出となる小型するめいか釣り漁業が採捕停止になるなど、水揚量が急増したところでございます。本県も同様に、今年度は漁獲量が大きく増加したことから、先週の2月20日に開催された国の審議会において、令和8管理年度の本県への当初配分については、従来の「現行水準」から「数量管理」に移行することとなったことから、今回、岩手県の資源管理方針を変更させていただくものでございます。

それでは具体的な変更箇所について御説明をさせていただきたいと思っておりますので、3ページを御開き願います。3ページの新旧対照表でございます。左側が「変更前」、右側が「変更後の(案)」を示したものになります。

まず右側の変更後に係る「公表日」についてでございますが、今回変更するくろまぐろと、するめいかの変更内容につきましては、今年4月1日から始まる令和8管理年度以降の取扱いになりますので、公表日は令和8年4月1日とさせていただいているものでございます。

次に、真ん中下の第6第1項第2号の太字で下線を引いている部分についてでございますが、先ほど御説明させていただきました「漁業法及び水産流通適正化法の一部改正」に伴いまして、特定水産資源のうち、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要がある太平洋くろまぐろの大型魚のTAC管理については、「特別管理特定水産資源」として、県への個体数等の報告が新たに義務付けられることから、今回、漁業法第26条と第30条に追加される第2項というものがあまして、こちらについて県の資源管理方針についても同様に追記するものでございます。

次に6ページを御開き願います。6ページでございます。別紙1の4は、くろまぐろの大型魚の資源管理についてでございますけれども、第2第1項第2号の「漁獲量の管理の手法等」のところで、左側の変更前の太字で下線を引いているところになります。

が、従来は漁業者によるTAC報告は、「陸揚げした日から、その属する月の翌月の10日まで」とし、漁業法第31条の規定に基づき、知事管理漁獲可能性を超える恐れがある場合であってその旨を公表した場合にあっては、「陸揚げした日から3日以内」という報告期限としておりました。

今回、先ほど御説明させていただきました「漁業法及び水産流通適正化法の一部改正」に伴いまして、4月1日から、くろまぐろの大型魚については、TAC報告期限が陸揚げ後原則3日以内となることから、今回、岩手県の資源管理方針についても合わせて変更させていただくものでございます。

また、報告期限に係る日数につきまして、先ほど概要について説明をさせていただきましたとおり、日数のカウントについて、国の資源管理方針に合わせて、「行政機関の休日は参入しない」旨を今回追記するものでありまして、こちらは、くろまぐろ以外の数量管理を行う特定水産資源についても同様に今回追記させていただくものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは、するめいかの資源管理についてでございますけれども、先ほど概要について説明をさせていただいたところですが、令和8管理年度は、従来の「現行水準」から「数量管理」に移行することとなります。それに伴いまして、岩手県資源管理方針において、既に「数量管理」を導入しているマイワシ等と同様に、するめいかの資源管理について変更したものでございます。

具体的には、第2第1項第2号の「漁獲量の管理の手法等」のところ、右側の変更後の太字で下線を引いているところになりますが、漁獲量等の報告期限については、他の数量管理対象魚種と同様に、「陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」とし、漁業法第31条の規定に基づき知事管理漁獲可能性を超える恐れがある場合であって公表した場合は、「陸揚げした日から3日以内の報告期限」としたものでございます。

また、第3第1項の「漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準」についてでございますけれども、同じく右側の変更後の太字で下線を引いているところになりますが、令和8管理年度から本県は「数量管理」に移行して、配分数量が明示されますことから、県の留保分の取扱いについて、他の数量管理対象魚種と同様に、95%を岩手県するめいか漁業に配分し、残りの5%を県の留保枠に充てるものでございます。

次に、9ページをご覧ください。第4の「漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、そして第5の「その他の資源管理に関する重要事項」について、他の数量管理対象魚種と同様の記載内容とさせていただいております。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第3号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(小川原委員挙手)

小川原委員

大型まぐろの資源管理の関係ですけれども、今までは（TAC報告が）翌月の10日までというのが、今度は水揚げすれば3日以内ということになるようですけれども、これは大型だけですか。小型魚は除かれるんですか。

鈴木特命課長

はい。今回の対象は大型魚になりますので、小型魚につきましては、今まで通り翌月の10日までに報告していただくこととなります。

小川原委員

わかりました。あと、するめの関係もそうなんですけれど、水揚げしたら3日以内に（報告することに）なりますけれども、郵送で3日以内ということになれば、県の方に届くのがぎりぎりになるのではと思うんですけども。ここはとりあえず、FAXか何かで報告するというような方法はどうなんですか。

鈴木特命課長

するめいかのTAC報告につきましては、基本的には、岩手県には県のTACシステムというものがございまして、そちらの方で、魚市場の方で毎回市場の取引情報を入力していただいたものが、機械的に毎日県の方で把握することができるという仕組みが、本県についてはあります。ですので、紙の郵送というよりは、そのシステムを活用した形での報告となります。

小川原委員

魚市場からの報告で、県は数量を管理できるというか、わかる訳なんですか。

鈴木特命課長

基本的に県内の市場に水揚げした場合は、県の方で数量を把握することができます。自家消費とか、県外へ水揚げするというケースもあるかと思うんですけども、そういった場合は既にくろまぐろで行っている方法ですが、別途FAXか何かで報告をいただいているというところですので、同じようなやり方になるかと考えております。

小川原委員

はい、わかりました。

亘理会長

他にございませんか。

（「ありません」の発声）

亘理会長

御意見がなければ、お諮りいたしますが。

（「はい」の発声）

亘理会長

第3号議案について、知事からの諮問に対し異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。

全員賛成ですので、異議のない旨答申することに決定いたします。

第3号議案終了

亘理会長

続きまして、第4号議案「令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第4号議案、「令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ、11ページに抜粋しております。11ページ、一番後ろのページをお開き願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、漁業法第15条第1項で「農林水産大臣は、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）を定める」こと、第4項で「農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めたときは、当該都道府県知事に通知する」こと、第16条第1項で「都道府県知事は、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定める」こと、第2項で「都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」ことが、それぞれ規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。1ページでございます。令和8年2月20日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求める旨、記載されております。

2ページ以降に、知事管理漁獲可能量の案等について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

鈴木特命課長

水産振興課の鈴木でございます。それでは第4号議案について、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、これ以降着座にて説明をさせていただきます。

それでは資料の3ページを御覧願います。こちらは農林水産大臣から、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを管理期間とする令和8管理年度における本県漁獲可能量の当初配分について、すけとうだらは「現行水準」、するめいかは1,100トン、ぶりについては「試行水準」とする旨の通知がございました。

なお、先ほど御説明させていただきましたとおり、するめいかにつきましては、従来は「現行水準」というかたちだったのですけれども、今回、「数量明示による管理」ということで1,100トンが配分されたところでございます。

次に4ページを御覧ください。こちらは農林水産大臣から、同じく令和8年4月1日から令和9年3月31日までを管理期間とする令和8管理年度におけるくろまぐろに関する当初配分についてでございます。小型魚は90.5トン、大型魚は89.1トンとする旨の通知がございました。

なお、くろまぐろにつきましては、昨年開催された国際会議で、日本から更なる漁獲可能量の拡大を提案したところでございましたけれども、関係国から合意が得られなかったことから、国全体の漁獲可能量は、令和7管理年度と同量となりまして、本県の当初配分につきましても、今年度と同量が配分されたものでございます。

次に、5ページを御開き願います。先ほど、第3号議案で御審議いただきました「岩手県資源管理方針」を抜粋したものとなります。

続いて、6ページを御覧願います。こちらは「くろまぐろ（大型魚）」について規定しているものでございますが、第3の1の太字の部分を御覧ください。知事管理区分への配分については、「95パーセントを岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分し、残り5%を県の留保枠に充てる。」ものでございます。

続いて7ページを御覧願います。「くろまぐろ（小型魚）」について規定しているものでございますけれども、第3の1の太字のところ、大型魚と同様に、県留保分は5%にするというものでございます。

続いて、8ページを御覧願います。「するめいか」について規定しているものでございますけれども、先ほどと同様に、第3の1の太字の部分を御覧願います。知事管理区分への配分につきましては、本県に配分された漁獲可能量のうち、「95パーセントを岩手県するめいか漁業に配分し、残りを県の留保分に充てる。」というものでございます。

続きまして、9ページを御覧願います。こちらは「すけとうだら」について規定しているものでございます。第3の太字の部分を御覧願います。知事管理区分への配分の基準としまして、「本県に配分された漁獲可能量の全量を岩手県すけとうだら漁業に配分する。」とあります。

次に、10 ページを御覧願います。こちらは「ぶり」について規定しているものでございます。第3の太字の部分をご覧願います。知事管理区分への配分の基準としまして、「本県に配分された漁獲可能量の全量を岩手県ぶり漁業に配分する。」とあります。

それではお手数ですが、戻りまして、2 ページを御覧願います。今回お諮りします知事管理漁獲可能量の配分（案）でございます。先ほど御説明をさせていただきました「岩手県資源管理方針」の各規定に従いまして、「すけとうだら」については、国からの配分と同様に「現行水準」とするものでございます。「するめいか」につきましましては、本県に配分された漁獲可能量 1,100 トンのうち、95 パーセントにあたる 1,045 トンをするめいか漁業に、残り 55 トンを県の留保とするものでございます。「ぶり」につきましましては、ステップアップ管理対象として令和8年度は2年目となります。こちらは国からの配分と同様に「試行水準」とさせていただくものです。次に「くろまぐろ（小型魚）」につきましましては、本県に配分された漁獲可能量 90.5 トンのうち、95 パーセントにあたる 85.975 トンをくろまぐろ（小型魚）漁業に、残り 4.525 トンを県の留保とするものでございます。

最後に、「くろまぐろ（大型魚）」につきましましては、本県に配分された漁獲可能量 89.1 トンのうち、95 パーセントにあたる 84.645 トンをくろまぐろ（大型魚）漁業に、残り 4.455 トンを県の留保とするものでございます。

なお、今回お示しした案は漁獲可能量の当初設定でございますけれども、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会の際にお諮りした事例と同様に、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことにつきましても、併せてお諮りいたします。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第4号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

（熊谷委員挙手）

熊谷委員

するめいかについてお聞きしますが、今まで現行水準だったものが、数量管理で 1,100 トンの割当のようですが、令和7年度は 1,200 トンを超えてですか、大幅な漁獲の増加があった。それで、今回は 1,100 トンを割当てられたんですけども、今までの現行水準の場合と違って、数量管理になってきますと、大変厳しいんじゃないかなと、私自身思っているんですけども。県の留保率は 5 パーセントで 55 トンですが、するめいかの場合は国では年度内の変更はしないというような方針を出しているんですけども、また今年度も非常に漁獲が増えてきたという場合に、国の留保率から配分されるとしても、非常に厳しいんじゃないかなと思っているんですけども。スルメイカ自体の資源管理としては当然ではあると思うんですけども、なかなか定置も色々なも

のが入らない、スルメイカがちょっと入って潤ったという状況で、厳しいんじゃないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

鈴木特命課長

するめいかTACについて、知事管理区分はほとんどが定置網による漁獲になりました。令和7管理年度は、本県沖、北日本の方に漁場が形成されて特にも水揚げが増えまして、1,200 トンを超える水揚げがあったところです。

今回、国のTAC枠につきましては、今年度、国は2回増枠をかけているんですけども、最終的に国全体で、27,600 トンの枠に対して、国全体の令和8年管理年度のTAC枠は2.5 倍の68,400 トンとなったところです。そのうち、岩手県への配分は1,100 トンとなりましたが、今年度の実績として1,200 トンあったところですので、委員の御心配なされるとおり、定置網というのは魚種を選択的に漁獲できない漁法というものなので、いつ急増するかわからない状況でございます。

国は、他の魚種のように、国の留保枠からの追加配分は行わないという方針としておりますので、もし本県に水揚げが急増した場合には、融通という方法がございます。他の都道府県とか、他の大臣管理区分の漁業種類から融通していただくような手法がありますので、そういった手法を活用しながら、併せて県内の資源管理の徹底についても、定置協会とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

熊谷委員

ありがとうございました。

亘理会長

ほかにございませんか。

御意見等がなければ、お諮りします。第4号議案について、異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

全員賛成ですので、よろしく申し上げます。

第4号議案終了

亘理会長

続きまして、第5号議案「第一種区画漁業及び定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第5号議案について御説明いたしますので、桃色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第5号議案「第一種区画漁業及び定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法第70条の規定により、第一種区画漁業及び定置漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案につきましては、11月4日開催の第456回委員会において、県が作成した海区漁場計画の変更案を、公聴会において意見を聴く案件とすることに決定した後、12月15日に、公聴会及び第457回委員会を開催して審議し、海区漁場計画の変更案に対して異議のない旨を答申しております。

その後、県では海区漁場計画を決定、公示し、その公示に基づき、漁業権を取得しようとする者から、県に免許申請がありましたことから、免許するに当たり、知事からの諮問があったところでございます。

知事からの諮問の根拠となります、漁業法の規定につきましては、資料の5ページに抜粋して整理しております。5ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、漁業法第69条第1項で「漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。」こと、第70条で「前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」ことが規定されており、これが知事からの諮問の根拠となっております。

1ページを御覧願います。令和8年1月28日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は議案と同じでございます。本文では、「漁業法の規定により、別紙に記載する者から免許申請があったので、委員会の意見を求める」ことが記載されております。

2ページ以降に、適格性審査資料等を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤でございます。それでは、「第一種区画漁業及び定置漁業に係る漁業権の免許について」、御説明させていただきます。恐れ入りますが以降着座にて説明をさせていただきます。

はじめに、免許申請の状況を御説明いたしますので、資料の2ページをお開き願います。第一種区画漁業の免許申請の状況を上段1の表に、定置漁業の免許申請の状況を下段2の表に整理してございます。まず、第一種区画漁業につきましては、公示番号一区第222号の泉浜沖漁場において、現在免許されている漁場区域を拡大する漁場計画を作成・公示したところでございますが、この公示に対して、釜石湾漁業協同組合から令和8年1月20日付けで申請書の提出がございました。

次に、定置漁業につきましては、公示番号定第211号の小松漁場、こちらも現在免許されている漁場区域を移動する漁場計画を、また、公示番号定第215号の三貫漁場におきましては、令和7年4月1日に放棄された同漁場を再度設定する漁場計画として、作成・公

示したものでございまして、いずれも有限会社 泉澤水産から令和8年1月20日付けで免許を受けたい旨の申請書の提出がございました。

なお、これらの申請に当たりまして、それぞれの公示において、いずれも単独での申請となっており、競願はございませんでした。

県は、今回申請のあった内容につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者の適格性を確認した後、本日、海区漁業調整委員会の御意見をお伺いした上で、免許の判断をするものでございます。

それでは、適格性の審査に関連する漁業法の規定について、御説明いたしますので、5ページをお開き願います。まず、中ほどにある第71条でございますが、「免許をしない場合」として、第1項で「次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。」として、第1号から第4号に具体的な内容が示されております。

第1号は「申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき」という規定でございますが、これにつきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明させていただきます。

次の第2号では「海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき」とありますが、今回の申請につきましては、全て公示した内容に合致しており、計画の内容と異なる申請はございませんでした。

次の第3号では「漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき」とあります。第一種区画漁業の泉浜沖漁場と定置漁業の小松漁場については、既に他の漁場で免許を受けており、これまで周辺漁場とのトラブルもなく操業実績のある団体からの申請になりますので、問題はないものと判断しました。

また、定置漁業の三貫漁場については、小松漁場の経営体と同一の有限会社 泉澤水産による申請でございまして、同社が2漁場を有することになりますが、地域漁業団体との調整を踏まえた申請となっており、同社の他に申請する者がいない状況ですので、不当な集中には当たらないものと判断しております。

最後、第4号では「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」とありますが、これにつきましては県が漁場計画を作成する段階で既に調整済みですので、問題はございません。

以上のとおり、今般の申請につきましては、第71条第1項の第2号から第4号に規定されている「免許をしない場合」には、該当しないことを確認いたしました。

次に、第71条第1項第1号の「申請者が次条に規定する適格性を有する者」について、御説明いたします。第72条に規定される免許についての適格性でございますが、まず、第一種区画漁業につきましては、漁業協同組合の組合員が行使する団体漁業権としての申請でございますので、第2項の規定が関係いたします。同項では、「団体漁業権について

適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合」であることが規定されており、これが一つ目の適格性要件になります。

また、同項第1号では、「漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権については、その組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの」と規定されており、これが二つ目の適格性要件となります。

一方、定置漁業は個別漁業権に該当しますことから、免許の適格性は、同条第1項の第1号から第4号までが要件となります。要約いたしますと、第1号は「漁業又は労働に関する法令を遵守しない者」、第2号は「暴力団員等である者」、第3号は「法人の場合は、その役員や使用人が第1号や第2号に該当する者」、第4号は「暴力団員等によって事業活動が支配されている者」、これらに該当する申請者は適格性を有しないという規定となっております。

今回、諮問のありました免許申請につきまして、先ほど申し上げましたこれらの適格性要件を確認した内容を資料で整理してございますので、3ページの表を御開き願います。上段の第一種区画漁業については、表の左から順に、申請漁協名、その漁協の組合地区、海区漁場計画の公示番号、漁場名、個別・団体漁業権の別、関係地区を記載し、その右に、先ほど御説明した漁業法第72条第2項本文の適否を記載しております。更に、その右には同条第2項第1号の当該漁業を営む者の世帯数を整理し、その適否を記載しております。

御覧のとおり、釜石湾漁協からの申請は(A)と(B)の関係地区の適格性要件、それから(C)と(D)の世帯数の適格性要件を満たしているものと判断されますことから、いずれも「適」と記載しているものでございます。

また、下段の定置漁業については、表の左から順に、申請者名、海区漁場計画の公示番号、漁場名を記載し、その右側には、先ほど御説明した漁業法第72条第1項各号の確認欄を設け、その右に適否を記載しております。

申請者である有限会社 泉澤水産は、既に適格性を有する団体として、小松漁場を営んでいる現状がございますし、今回の申請において、知事あてに法第72条第1項の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面が提出されておりますことから、適格性要件を満たしているものと判断し、「適」と記載しているものでございます。

漁業法の規定に基づいた免許申請者の適格性の確認につきましては以上でございます。

第一種区画漁業1件及び定置漁業2件の免許申請につきまして、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

亘理会長

ただ今、第5号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「異議なし」の発声)

亘理会長

御意見が無ければ、お諮りします。第5号議案について、免許申請者に免許することが適当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

全員賛成ですので、異議のない旨答申することに決定いたします。

第5号議案終了

亘理会長

続きまして、第6号議案「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

事務局次長の大野でございます。それでは、第6号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。これ以降着座での説明とさせていただきます。

第6号議案、定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について。要旨、令和8年4月1日付けで漁業権の免許が予定されている定置漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、保護区域を設定しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令となる漁業法につきましては、8ページを御覧ください。漁業法第120条、ゴシック・アンダーラインの部分ですが、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」となっております。

以上を根拠に令和8年4月1日付けで免許が予定されている定置漁業について、免許申請者からの要望を踏まえ、保護区域を設定するものでございます。

次に4ページを御覧願います。これは、令和6年3月1日付で出されている大型定置漁業の保護区域を設定する委員会指示でございます。これは、漁業権の免許の一斉更新の時に併わせた、委員会指示になります。

7ページを御覧願います。「参考」として表に整理しておりますとおり、大型定置につきましては、令和6年3月1日、小型定置につきましては令和5年9月1日付けで保護区域を設定する委員会指示を発動しております。太線で囲っている部分になりますが、4月1日付けで定置漁業が免許となりますことから、第5号議案で御審議いただきました漁場のうち、定第215号に係る保護区域の設定について、御審議いただくものでございます。

それでは、3ページを御覧願います。上の図は、一般的な「定置網の模式図」を示してございまして、保護区域を設定するにあたって基点となる手前の元地、左右の台、胴張りの沖側の浮子の位置を図示しております。併せて下の図では、「定置漁業の保護区域の模式図」をお示ししておりますが、水色に着色した部分が保護区域となります。

なお、保護区域の定め方については、模式図で簡単に御説明しますが、まず、定置網を囲んでいる赤色の線がございまして、この線は、免許が予定される漁場の区域を示しております。その外側を囲む青色の太い実線が「保護区域」でございまして。

この区域は、定置網・身網の左上に表示しております「左側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点アを通るア線と、反対の「右側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点イを通るイ線、それから図の中央、上の「胴張りの沖側の浮子」から漁場別に定める距離の点ウを通るウ線を定め、ア線、イ線、ウ線及び、元地の位置となる点エを通るエ線に囲まれた区域が保護区域となります。

それでは、2ページを御覧願います。今般、定置漁業の保護区域を設定するに当たり、免許申請者から提出のありました要望を整理したものでございまして。表の項目は、左から、公示番号、漁場名、時期、旧漁場の各点からの距離、今回要望のありました各点からの距離、要望理由等としてございまして、申請者からの要望距離は、表のとおり、以前の漁場と同じ数字でございまして。

このように、申請者から継続して保護区域の設定要望がありますことから、事務局といたしましては、当該漁業の保護のため、長年、漁場で操業秩序が維持され、定着している保護区域を引き続き設定することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示（案）でございまして。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

日付につきましては、本日御承認いただければ、漁業権の免許日に合わせて令和8年4月3日を予定しております。会長名でお出しします。

指示の内容でございまして、「1 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域」。以下の「ア線、イ線、ウ線、エ線」、それから「点ア、点イ、点ウ、点エ」につきましても、模式図でお示したとおりでございまして。

漁場別の距離は、下の表のとおりで、こちらも以前の漁場のとおりでございまして。「2 保護区域内における漁業の制限」でございまして、「保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。」として、これも現行どおりでございまして。

以上が、委員会指示案でございまして、この指示案につきましては、県報掲載にあたり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

亘理会長

ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「異議なし」の発声)

亘理会長

御意見等がなければ、お諮りします。

第6号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第6号議案終了

亘理会長

続きまして、第7号議案「定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

引続き、事務局次長の大野でございます。それでは、第7号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第7号議案、定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について、要旨、令和8年4月1日付けで漁業権の免許が予定されている定置漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業の操業禁止区域を設定しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令となる漁業法につきましては、先ほどの第6号議案で説明したものと同様なので説明は省略いたします。

いか釣り漁業につきましては、夜間操業する場合に集魚灯を使用いたしますことから、その操業が定置漁業に影響を与えないよう、先ほど御審議いただきました第6号議案の保護区域に接続して、更に沖側に操業禁止区域を設けるものでございます。

最初に5ページを御覧願います。いか釣り漁業の操業禁止区域の模式図をお示しております。先ほどの第6号議案で御審議いただいた保護区域を青色の線でお示しておりますが、沖側のウ線、そのウ線から更に沖側にエ線を設定し、これによって囲まれた二重線の部分で、範囲を灰色で色付けしている部分が、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域として設定するものでございます。

6ページを御覧ください。いか釣り漁業の操業禁止区域設定に至った経緯等につきまして示してございます。平成7年全国いか釣り協議会が「集魚灯の光力の上限値を180kwとする」ことを決議しました。当時岩手県ではいか釣り漁業の電気設備に係る制限は30kw以下としておりまして、平成10年8月26日に岩手県沿岸漁船漁業組合から岩手県知事に対して、上限を180kwに引き上げるよう要望書が提出されました。同日に岩手県定置漁業協会から当委員会に対して、いか釣り漁業の集魚灯の光力アップに伴い、定置の身網から半径1,000メートル以内をいか釣り漁業操業禁止区域の設定とする要望が提出されました。

その後、平成11年岩手県漁業調整規則の一部改正があり、いか釣り漁業の電気設備に係る制限「30kw以下」を削除し、岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合が合同役員会を開催、定置の身網から沖合500メートル以内を操業禁止区域とすることに合意をいたしました。以降、定置漁業等の漁業権が切替わる都度、あるいは知事許可の小型定置漁業が更新される都度、両団体の意向を確認しながら委員会指示を発動しているところでございます。

今般、定置漁業の令和8年4月1日付けで定置漁業の免許が予定されていることから、岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合から、改めて、いか釣り漁業の操業禁止区域設定の意向を確認しております。

2ページを御願います。岩手県定置漁業協会からの文書の写しでございますが、この文書には、次の3ページの岩手県沿岸漁船漁業組合からの同意書の写しを添えて、「前回同様、操業禁止区域を継続して設定するよう要望」する旨の内容となっております。

4ページを御願います。4ページは岩手県沿岸漁船漁業組合から、提出いただいた文書の写しとなっております。操業禁止区域の設定に特に意見はないことの内容となっております。

以上のとおり、いか釣り漁業の操業区域について、岩手県定置漁業協会から継続した設定要望があり、関係団体との調整も図られておりますことから、事務局といたしましては、漁場周辺でのいか釣り漁業による影響を緩和して定置漁業の保護を図るため、引き続き、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域を設定することが適当であると考えております。

それでは、委員会指示（案）を御説明いたしますので、1ページを御願います。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和8年4月3日を予定しております。会長名でお出します。

指示の内容でございますが、「1 操業禁止区域」として、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線からエ線、それから点アから点エにつきましては、第5号議案と先ほど模式図で御説明したとおりでございます。

漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、先ほどの第5号議案の保護区域の表中に点エが追加されているだけでございます。この点エの距離は、「500メートル」となっております。

「2 操業禁止区域内における操業禁止時間」は、「日没から日の出までの間」を禁止としてございます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報掲載にあたり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

亘理会長

ただ今、第7号議案について、事務局から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の発声)

亘理会長

御意見等がなければ、お諮りします。

第7号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第7号議案終了

亘理会長

続きまして、第8号議案「令和8年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

事務局次長の太田でございます。黄色の表紙の資料を御用意願います。以降、着座にて御説明させていただきます。

第8号議案「令和8年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」。要旨、県北海域における底はえ縄漁業の操業秩序の維持のため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初に、7ページを御覧願います。上段に委員会指示発動の経緯を記載しておりますが、本委員会指示は、本県と青森県の県境海域の漁場利用調整において、岩手県沿岸漁船漁業組合及び、岩手県漁業協同組合連合会から、本県船による底はえ縄漁業の安定した操

業を確保するための要望を受けまして、平成 20 年 11 月から、当該海域における底はえ縄漁業を届出制とする委員会指示を発動しているものでございます。

平成 22 年 1 月には、両県漁業者団体間で操業協定が締結され、以降、両県県境界域の操業秩序の維持について、継続した協議が行われており、また、本県漁業者団体からも継続した委員会指示の発動要望があることから、平成 22 年 4 月以降は現行委員会指示とほぼ同じ内容で毎年度、委員会指示を発動しているものでございます。

委員会指示の対象となる海域は、下の図にありますように、岩手県洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面でございます。

次に 8 ページを御覧願います。8 ページから 10 ページには、岩手県沿岸漁船漁業組合と、岩手県漁業協同組合連合会からの令和 8 年度の底はえ縄漁業の操業に関する要望書の写しを添付してございます。何れも、操業秩序の維持及び安全操業の確保のため、引き続き委員会指示の発動を要望する内容となっております。

続きまして、11 ページを御覧願います。11 ページから 12 ページにかけては、底はえ縄漁業の現況として、平成 22 年度以降の漁獲状況等と、届出状況をお示ししております。令和 7 年の届け出隻数は 16 隻、また令和 6 年度は 17 隻の届け出がございました。漁獲実績は、令和 6 年の漁獲量が合計 107 トンでした。令和 5 の水揚量に比べ 68% と減っております。

また、13 ページから 14 ページにかけては、岩手県水産技術センター水産情報配信システムから入手した県内魚市場における「マダラ」と「スケトウダラ」の水揚状況につきましてもお示ししておりますので、後ほど御覧願います。

続きまして、4 ページを御覧願います。委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和 7 年度の委員会指示を、右側に「新」として令和 8 年度の委員会指示案の内容について、変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。変更箇所は、「委員会指示番号」と「指示発動」の年月日、年次年度にかかる箇所、及び会長名が変更となっております。

それでは、1 ページを御覧願います。令和 8 年度の委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法第 120 条第 1 項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。

日付につきましては、本日、御承認いただければ、令 8 年 3 月 10 日の予定としてございます。会長名でお出しします。

以降の指示の内容につきましては、従前との変更箇所は先ほどの委員会指示の新旧対照表のとおり、年次年度、会長名のみでございますので、省略させていただきます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。以上です。よろしく御審議願います。

亘理会長

ただ今、第8号議案について、事務局から説明がありました。これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の発声)

亘理会長

御意見等がなければ、お諮りします。

第8号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第8号議案終了

亘理会長

次に報告事項に入ります。

報告事項(1)について、県から説明をお願いします。

鈴木特命課長

水産振興課の鈴木でございます。

県からの報告事項としまして、報告事項(1)、「令和7管理年度における岩手県の特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))の漁獲可能量の変更について」御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

今回、御報告させていただきますのは、昨年12月末に、国からの追加配分通知を受けて、令和7年12月25日付けで、くろまぐろの小型魚の漁獲可能量を変更し、公表しましたので報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、3ページを御覧願います。こちらは令和7年12月25日付けで農林水産大臣から知事あてに、令和7年4月から令和8年3月末までの令和7管理年度における、くろまぐろ(小型魚)の本県漁獲可能量の変更通知となっております。真ん中下の表を御覧願います。小型魚につきましては、3.4トンの追加配分がありまして、113トンにするとの通知がございました。大型魚につきましては変更ありませんでした。

次に、4ページを御覧願います。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。

めくって5ページを御覧願います。くろまぐろ(小型魚)の具体的な資源管理方針を示したものでございますが、第3第1項で「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」につきましては、95パーセントを岩手県くろまぐろ(小型魚)漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てるとしております。

また、第3第2項において、1の規定は、本県に配分された漁獲可能量に変更された場合についても準用するとあり、漁獲可能量の変更があった場合には1の規定に基づいて機械的に配分するものとしております。

お手数ですが、戻りまして2ページを御覧願います。こちらは、漁獲可能量の変更についての新旧対照表でございます。左の表が変更前の知事管理漁獲可能量、右側が変更後でございます。右側の表の下から2段目を御覧願います。くろまぐろ（小型魚）につきましては、先ほどお示しした追加配分後の本県漁獲可能量 113 トンのうち、95 パーセントに当たる 107.350 トンを岩手県くろまぐろ（小型魚）漁業に、残り 5.650 トンを県の留保に充てる変更を行ったものでございます。

また戻りまして、1ページを御覧願います。漁獲可能量の通知でございます。こちらは、先ほど御説明をさせていただきました変更後の内容となっております。令和7年12月25日付けで実施してございます。漁獲可能量の変更の手続きについては、令和7年2月13日開催の第451回の海区漁業調整委員会でお諮りしたとおり、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様に、岩手県資源管理方針に則り機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保分に配分する場合は、事後の海区漁業調整委員会で御報告をさせていただくことについて、了承いただいたものでございますから、今回、事後の報告とさせていただいたものでございます。

最後に6ページは、根拠となる関係法令についてお示したものでございますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

亘理会長

ただ今、県から報告がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から、御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の発声）

報告事項（1）終了

亘理会長

御意見等がなければ、報告事項（2）に移ります。

県から説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤でございます。それでは、報告事項2つめの、「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告」について、御説明いたします。恐れ入ります。以降着座にて御説明させていただきます。

はじめに、最後のページとなります45ページを御覧いただきたいと思います。こちらに抜粋しております漁業法第90条及び漁業法施行規則第28条におきまして、漁業権者は、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を、知事に報告しなければならないことが規定されてございます。

また、漁業権者から報告を受けた知事は、海区漁業調整委員会に対しまして、その内容を報告するものとされていることから、今回、令和6年度における漁場活用状況等につきまして御報告するものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧願います。漁場活用状況等の概要を整理した表になりますが、報告の対象となるのは、共同漁業、定置漁業及び区画漁業の全ての漁業権漁業、延べ307件のうち、適切かつ有効に活用されていると判断される漁場は、290件と、全体の約94%となっております。

一方、残りの17件につきましては、行使の希望が無かった漁場のほか、定置漁業につきましては、乗組員の確保ができなかった、などの理由から、有効に活用されていない漁場も数カ所ございましたので、これらの漁場につきましては、漁業権者に対しまして、漁場が適切かつ有効に活用が図られるよう、引続き助言、指導して参りたいと考えてございます。

それでは、2ページをお開き願います。最初に、表の見方について御説明させていただきます。表の右上に報告対象期間を記載しています。今回の対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

その下には、点検結果の凡例を示しており、表の右側2列目の「点検結果」欄に記す凡例となります。対象の漁業権が適切かつ有効に活用されている漁場であれば「○」、活用状況について注視が必要というものは「▲（黒三角）」、報告がなかった漁場は「×」、としております。ちなみに、昨年度報告した際には、報告がなかった、という「×」が延べ30件の未報告がございましたが、今回は全ての漁業権漁場の報告をいただいております、今回は「×」はございません。

次に、表の列の項目を左側から順に御説明します。「免許番号等」の欄には、免許番号と漁業権者を、次の「漁業の名称」の欄には、生産額が最も多かった漁業名を記載しております。「漁業時期」の欄には、その漁業の始期と終期について、「漁場の活用状況」の欄には、「操業状況」として実際の操業期間または延べ日数、「生産量」として漁業権漁場ごとの生産量の合計値を記載しておりますが、干しマツモや殻付きカキなど重量が不明なものにおきましては、生産量には含めておりません。

「組合員行使権」の欄は、共同漁業権では経営世帯数と、漁業従事者を含めた漁業者の実数を、区画漁業権では延べの行使者数を記載してございます。

「資源管理に関する取組の実施状況」の欄には、漁業権者が取り組んでいる漁業関係法令等の遵守の状況、採捕制限に関する実施状況、資源増殖及び漁場保全に関する取組の実施状況などについて記載をしております。

それでは、漁業権漁業ごとに漁場活用状況等の御報告をさせていただきます。まず、第一種共同漁業については、2ページから9ページに取りまとめております。

4ページ上段の一共第19号漁場については、自家消費としまして、たこ漁業の操業実態があることの報告がございましたが、漁場の活用状況が十分に把握することができなかったことから、点検結果を状況注視ということで「▲」としてございます。

その他の漁場については、行使者数や操業時期、生産量等の状況も把握され、漁獲規制やアワビ等の種苗放流などの資源管理に関する取組も行われておりますことから、県といたしましては、適切かつ有効に活用されていると判断してございます。

次に、第二種共同漁業のうち、いかり止底刺し網漁業と磯建網については、10ページから14ページに取りまとめています。一部の漁場では磯建網の操業実績がありませんが、漁業権単位で見れば、すべての漁業権漁場で操業実績があり、資源管理に関する取組も確認できておりますことから、適切かつ有効に活用されていると判断してございます。

また、第二種共同漁業のうち小型定置漁業については、15ページから17ページに取りまとめてございます。令和5年9月の漁業権切替えに際しまして漁場を整理した経緯がございしますが、近年の海洋環境の変化に伴う不漁による厳しい資源状況を受けまして、県北部及び南部地域において、行使の申込者がなく休業した漁場が5漁場ございます。

併せて、定置漁業につきまして、18ページから27ページに取りまとめています。小型定置漁業と同様の状況等から、乗組員を確保できずにやむを得ず休業した漁場が7漁場あったほか、急潮により定置網が被害を受けたことを理由とした休業が1漁場ございます。

定置網は、受動的な漁法であるもので、小型定置を含めた定置漁業につきましては、近年の海洋環境、回遊魚種の種類や量の変動等を踏まえまして、併せて雇用情勢などにも留意しながら、経営の成り立つ操業形態を検討する必要があると考えておりまして、引き続き、県では、漁業権者に対しまして助言、指導を行うとともに、今後の漁場活用状況を注視して参りたいと考えてございます。

最後、区画漁業につきましては、28ページ以降に取りまとめています。養殖開始時期の時化や高水温等の影響によりまして、ノリ養殖の操業を断念せざるを得なかった漁場や、急潮の影響が強い漁場において施設の改善や行使形態等の検討をしたものの、操業ができるまでには至らなかった漁場など、状況を注視とした漁場が3漁場ございます。

気象等の影響によるやむを得ない要因もございしますが、各漁業権者におきましては、漁場の活用方策が検討されているということでございますので、今後の活用に期待をするものでございます。

なお、全ての漁業権漁場について、特に「状況注視」と判断した漁場におきましては今後、動向を注視しながら、我々としても引き続き、漁場が適切かつ有効に活用されていくよう、必要に応じて助言、指導して参りたいと考えております。

報告は以上になります。

亘理会長

ただ今、県から報告がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

亘理会長

御意見等がなければ、「その他」に移ります。

亙理会長

委員の皆様から、委員会で共有したい情報などは、ございませんか。
（「ありません」の発声）

亙理会長

はい。県から情報提供は、ございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

亙理会長

ありがとうございます。事務局からは何かありませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、緊急の案件がない限り、令和8年4月27日月曜日、午後1時30分から、県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

亙理会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。

皆様、御苦勞様でございました。

ありがとうございました。